

せきかわふれあいど～む省エネ改修（照明設備LED化更新）工事

番号	図面名称	縮尺(A1)
E-01	電気設備工事特記仕様書(1)	N. S
E-02	電気設備工事特記仕様書(2)	N. S
E-03	照明設備姿図	N. S
E-04	電灯設備 配置図	1/200
E-05	電灯設備 1階平面図(改修後)	1/100
E-06	電灯設備 1階平面図(改修前)	1/100

せきかわふれあいど〜む省エネ改修(照明設備LED化)工事		章	項目	特記事項	根拠項目	章	項目	特記事項	根拠項目	章	項目	特記事項	根拠項目																																				
<p>せきかわふれあいど〜む省エネ改修(照明設備LED化)工事</p> <p>工事場所 新潟県岩船郡関川村 上関1239</p> <p>建物概要</p> <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延べ面積(m²)</th> <th>消防令別表第一</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>ふれあいど〜む</td> <td>RC</td> <td>1階</td> <td>2,515</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>仕様書</p> <p>I. 共通仕様</p> <p>1 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。 新築及び増築に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版」(以下「標準仕様」という。)及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 環境調整 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版」(以下「標準図」という。)による。 改修に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版」(以下「改修仕様」という。)及び標準図による。ただし、改修仕様に記載されていない事項は、標準による。</p> <p>2 仕様及び改修仕様を用いられている用語を、次のとおり読み替える。 (1) 「契約書」を「新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号)別記(第78条関係)建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)に読み替える。 (2) 「監督職員」を「監督員」に読み替える。</p> <p>3 次の各号に該当する仕様及び改修仕様の項目について、仕様及び改修仕様の規定を別表に置き換えて適用する。(以下「[]」は、改修仕様の項目を表示) (1) 第1編 第1章 1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(7)、(8)、(9) (2) " 1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等の(1)及び(2) (3) " 1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等の(1) (4) " 1.6.1 [1.10.1] 工事検査の(2)及び(3)</p> <p>4 仕様及び改修仕様次の項目の規定は適用しない。 第1編 第1章 1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(7) " 1.6.2 [1.10.2] 技術検査</p>		建物名称	構造	階数	延べ面積(m ²)	消防令別表第一	備考	ふれあいど〜む	RC	1階	2,515			1 一般事項	<p>① 工事の記録等</p> <p>② 発生材の処理等</p> <p>③ 完成図等</p> <p>④ 施工図等の取扱い</p> <p>⑤ 工事完成写真</p> <p>⑥ 工事施工状況写真</p> <p>11 他工事との取合い</p>	<p>契約書に基づく履行報告に当たり報告に用いる書式等は「工事運行マニュアル(新潟県土木部都市局営繕課)」による。 <表-4>「発生材の処理等」との通り。 次のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数は監督員の指示による。 製本(完成図・施工図)、CADデータ、</p> <p>⑧ 安全に関する資料 施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 工事完成後、整理のうえ監督員に提出する。提出部数 完成写真は、以下による。 ・受変電設備、弱電設備等の主要機器、主要各室の照明器具、コネクタ等、及び屋外施設等。 ・改修工事については、主要部分の改修前と改修後が、比較できるものとする。 ・その他特に監督員が必要と認め指示した箇所とする。 工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領(令和5年度版)による、工事写真撮影ガイドブック(令和5年度版)」を参考に、撮影計画書を作成して監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 提出部数 部 印刷物若しくは電子データ(DVD等のメディア)で提出する。 <表-5> 工事区分表による。</p>	(1-1.2.4) [1-1.9.1] [1-1.7.2] [1-1.11.2] [1-1.7.3] [1-1.11.3]	2 共通工事等	<p>① 足場・さん橋等</p> <p>② 仮設囲い</p> <p>③ 仮設事務所等</p> <p>④ 工事用水</p> <p>⑤ 工事用電力</p> <p>⑥ 仮設建物等</p> <p>⑦ 残土処理</p> <p>⑧ 耐震施工</p> <p>⑨ 塗装工事</p> <p>⑩ フラッシュプレート</p> <p>⑪ プレートの用途表示</p> <p>⑫ 壁面の仕上げ</p> <p>⑬ 呼び線</p> <p>⑭ 天井仕区分</p> <p>⑮ 露出配管配線</p> <p>⑯ 再使用機器等</p> <p>⑰ 仮設機</p> <p>⑱ 他施設アンカー</p> <p>⑲ 機取付高</p> <p>⑳ 用語の説明</p>	<p>※ 関連工事の関係者が指定した物は、無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 ※ 別途工事 ・本工事 ※ 設けない ・既設建物内の一部を使用する ・仮設事務所内に監督員空間を m²程度確保する 監督員が使用できる機材として、次のものを工事中期間中現場に用意し、貸与する。 ・保安帽 ヶ ・雨具 着 ・長靴 足 ・安全帯 組</p> <p>構内既存の施設 ※ 利用できる(※ 有償 ・ 無償) ・ 利用できない 構内既存の施設 ※ 利用できる(※ 有償 ・ 無償) ・ 利用できない ・既設設備に電力計を設ける ・ 発電機を使用する 現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 すべて受注者の負担とする。 ※ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構外搬出適切処理 機材の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。 (1) 設計用水平地震力 機材の重量[kgf]に、<表-1>設計用標準水平地震力を乗じたものとする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 プルボックス禁止塗装箇所 ※ 天井いんべい部 ※ シャフト内 上記以外のプルボックス ※ 焼付塗装 ※ 顔色ペイント2回塗 金属製露出電線管塗装箇所 ※ 屋外 ・ 電気機械室 ・ シャフト 図面に特記のあるもの及び特殊なものを除き ※ 新金属製 ・ 樹脂製 電力設備 ジョイントボックス用 ※ 丸形 ※ 角形 通信設備 ジョイントボックス用 ※ 丸形 ※ 角形 ジョイントボックス並びに器具を突装しないプレートには略称等を用いて用途を表示する。 分電盤 ※ 指定色 ・ JEM1135 制御盤、配電盤 ※ 指定色 ・ JEM1135 長さ1m以上の入線しない管路には、2mm以上の導入線挿入する。 (変名)は直天井を示し、()なしの変名は二重天井を示す。 改修工事においては極力隠蔽に心がけ、やむを得ず露出となる部分は予め施工図を作成し監督員の承諾を受けること。 取外し再取付機器は、原則として清掃、調整、絶縁抵抗測定等を行った後取付ける。 ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督員に報告する。 仮設備期間() 図示() 仮設備項目(・ 受変電 ・ 自家発 ・ 火災警報 ・ 防犯 ・ 電話 ・ LAN)</p> <p><表-2> 他施設アンカーによる。 <表-6> 機取付高による。 共通仕様の用語の定義によるほか<表-4>用語の説明による。</p>	(1-2.1.1) [1-2.2.2] [1-2.2.3] [1-2.2.7] [1-2.1.1] [1-2.2.7] [1-2.2.4] [1-2.2.4] [1-2.2.8] [2-2.1.10] [2-2.1.14] [1-2.7.1] [1-2.8.1] [2-2.2.9] [2-2.2.9] [1-1.4.3] [1-2.14.1] [1-2.12.3] [2-2.11.1] [2-2.12.6] [2-2.12.1] [2-2.13.6] [2-2.13.14] [2-2.14.14]	3 構内配線	<p>1 電気方式</p> <p>2 配線方式</p> <p>3 ケーブル埋設シート</p> <p>4 埋設深</p> <p>5 メッセンジャー線</p> <p>6 装柱機材</p> <p>7 外灯接地</p> <p>8 MH・H内支持材接地</p> <p>9 接地極埋設機材</p> <p>10 電柱名札</p>	<p>・ 高圧 3相3線式 6kV ・ 低圧 3相3線式 (V) ・ 単相 2線式 (V) ・ 単相 3線式 (V) ※ 地中線式(※ 管路式 ・ 直埋式) ・ 架空式</p> <p>※ 設ける</p> <p>・ 高圧 G L - m ・ 低圧 G L - m² ※ 第2種重鉛メッキ銅線</p> <p>・ 一般形 ・ 折曲形 ・ 単独 ・ 共用 ※ 単独 ※ 共用</p> <p>※ 以下の箇所について省略する(・ 電柱 ※ 外灯 ※ MH、HH) ・ 省略しない ※ 設ける</p>	(2-2.11.1) [2-2.12.6] [2-2.12.1] [2-2.13.6] [2-2.13.14] [2-2.14.14]	4 接地	<p>1 種別</p> <p>2 施工方法</p> <p>3 接地極</p>	<p>・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 避雷器用</p> <p>・ E L C B</p> <p>・ 一括 ・ 単独 ・ メッシュ</p> <p>・ 接地極埋設 ・ 構造体利用 ・ 補助接地極</p>	(2-2.13.1) [2-2.14.1]	5 電灯設備	<p>① 電気方式</p> <p>2 配線用遮断器</p> <p>3 非常用照明電源</p> <p>4 フロアコンセント</p> <p>5 予備ブレーカー・ス・ス</p> <p>6 積算計器</p> <p>7 低圧用 SPD</p>	<p>幹線 ・ 単相3線式 200V/100V ・ 直流2線式 100V分岐 ① 単相2線式 ① 100V ② 200V) ・ 直流2線式 100V 定格遮断電流は、最小のもので対称値(A)以上とする。</p> <p>・ 電池内蔵形 ・ 電源別置形 ・ 収納形 ・ 上下動形</p> <p>予備ブレーカー(※ 20%) ス・ス(※ なし)</p> <p>・ 無検定 ・ 検定付</p> <p>・ クラス I (40mA 漏れ電流 kA 以上、電圧防護レベル V 以下) ・ クラス II</p>	(2-2.14.1) [2-2.15.1]	6 動力設備	<p>1 電気方式</p> <p>2 電動機の接地</p> <p>3 配線用遮断器</p> <p>4 予備ブレーカー・ス・ス</p> <p>5 積算計器</p> <p>6 低圧用 SPD</p>	<p>幹線 ・ 3相 3線式 ・ 電圧 ・ 200V ・ 400V ・ 単独接地 ・ 共同接地(・ 共通母線式 ・ 金属管接地式) ・ 架台</p> <p>定格遮断電流は、最小のもので対称値(A)以上とする。</p> <p>予備ブレーカー(※ 20%) ス・ス(※ なし)</p> <p>・ 無検定 ・ 検定付</p> <p>・ クラス I (40mA 漏れ電流 kA 以上、電圧防護レベル V 以下) ・ クラス II</p>	(2-2.15.1) [2-2.16.1]	7 電気設備	<p>1 受雷部</p> <p>2 避雷導線</p> <p>3 接地極</p> <p>4 外部雷保護</p>	<p>・ 突針 ・ 水平導体又はメッシュ導体 ・ 構造体利用</p> <p>・ 引下導線 ・ 構造体利用</p> <p>・ 環状接地極 ・ 板状接地極 ・ 基礎接地極</p> <p>・ 縦状接地極 ・ 垂直接地極 ・ 放射状水平接地極</p> <p>・ レベル I ・ レベル II ・ レベル III ・ レベル IV</p>	(2-2.17.1) [2-2.17.4] [2-2.18.1]	8 情報設備	<p>1 端子台</p> <p>2 出表示装置</p> <p>3 時刻表示装置</p>	<p>・ 発光タイプ式情報表示盤 ・ 液晶式情報表示盤</p> <p>・ 表示方法 ・ 発光タイプ式 ・ 液晶式 ・ 表示色 ・ 壁掛形 ・ 卓上形 ・ 観時計形式 ・ 壁掛形 ・ ラック形 ・ 自立形 回線数 回線 時刻時計計 観時計に ※ 内蔵 ・ 別置壁掛形 チャイム 観時計に ※ 内蔵 ・ 別置壁掛形 時刻補正 ()</p>	(6-1.7.1) [6-2.16.1]	9 監視設備	<p>1 対象機器</p>	<p>本工事に次の機器を工場で行う臨時検査対象とする。</p>	
建物名称	構造	階数	延べ面積(m ²)	消防令別表第一	備考																																												
ふれあいど〜む	RC	1階	2,515																																														
<p>1 一般事項</p> <p>④ 施工従事者</p>		<p>1 工事実績情報の登録</p> <p>2 概成工期</p> <p>3 内部の工事期間等</p>	<p>請負工事費500万円以上の場合登録する。 ※ 無 ・ 有 (工期 令和 年 月 日) [1-1.1.4] 着手 令和 年 月 日 ~ 終了 令和 年 月 日 までとする。 [1-1.2.1] 部分使用に係る条件に変更がある場合は、部分使用承諾書により、施設内部の使用を開始する。 次の作業は内部工事着手前に行える。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。 ※ 現場調査 資格が必要な工種の施工にあたっては、関係法令に基づき、次の資格を有する者により施工をおこなうこと。 ※ 電気工事士 ※ 認定電気工事従事者 ※ 消防設備士 ※ 電気通信工事担任者 ※ 特種電気工事資格者(非常用予備発電装置) また、契約電力500kW以上の電気工作物においても、次の者により施工をおこなうこと。</p>	(1-1.1.4) [1-1.1.4] [1-1.2.1] [1-1.2.1]	<p>1 電気方式</p> <p>2 配線方式</p> <p>3 ケーブル埋設シート</p> <p>4 埋設深</p> <p>5 メッセンジャー線</p> <p>6 装柱機材</p> <p>7 外灯接地</p> <p>8 MH・H内支持材接地</p> <p>9 接地極埋設機材</p> <p>10 電柱名札</p>	<p>・ 高圧 3相3線式 6kV ・ 低圧 3相3線式 (V) ・ 単相 2線式 (V) ・ 単相 3線式 (V) ※ 地中線式(※ 管路式 ・ 直埋式) ・ 架空式</p> <p>※ 設ける</p> <p>・ 高圧 G L - m ・ 低圧 G L - m² ※ 第2種重鉛メッキ銅線</p> <p>・ 一般形 ・ 折曲形 ・ 単独 ・ 共用 ※ 単独 ※ 共用</p> <p>※ 以下の箇所について省略する(・ 電柱 ※ 外灯 ※ MH、HH) ・ 省略しない ※ 設ける</p>	(2-2.11.1) [2-2.12.6] [2-2.12.1] [2-2.13.6] [2-2.13.14] [2-2.14.14]	4 接地	<p>1 種別</p> <p>2 施工方法</p> <p>3 接地極</p>	<p>・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 避雷器用</p> <p>・ E L C B</p> <p>・ 一括 ・ 単独 ・ メッシュ</p> <p>・ 接地極埋設 ・ 構造体利用 ・ 補助接地極</p>	(2-2.13.1) [2-2.14.1]	5 電灯設備	<p>① 電気方式</p> <p>2 配線用遮断器</p> <p>3 非常用照明電源</p> <p>4 フロアコンセント</p> <p>5 予備ブレーカー・ス・ス</p> <p>6 積算計器</p> <p>7 低圧用 SPD</p>	<p>幹線 ・ 単相3線式 200V/100V ・ 直流2線式 100V分岐 ① 単相2線式 ① 100V ② 200V) ・ 直流2線式 100V 定格遮断電流は、最小のもので対称値(A)以上とする。</p> <p>・ 電池内蔵形 ・ 電源別置形 ・ 収納形 ・ 上下動形</p> <p>予備ブレーカー(※ 20%) ス・ス(※ なし)</p> <p>・ 無検定 ・ 検定付</p> <p>・ クラス I (40mA 漏れ電流 kA 以上、電圧防護レベル V 以下) ・ クラス II</p>	(2-2.14.1) [2-2.15.1]	6 動力設備	<p>1 電気方式</p> <p>2 電動機の接地</p> <p>3 配線用遮断器</p> <p>4 予備ブレーカー・ス・ス</p> <p>5 積算計器</p> <p>6 低圧用 SPD</p>	<p>幹線 ・ 3相 3線式 ・ 電圧 ・ 200V ・ 400V ・ 単独接地 ・ 共同接地(・ 共通母線式 ・ 金属管接地式) ・ 架台</p> <p>定格遮断電流は、最小のもので対称値(A)以上とする。</p> <p>予備ブレーカー(※ 20%) ス・ス(※ なし)</p> <p>・ 無検定 ・ 検定付</p> <p>・ クラス I (40mA 漏れ電流 kA 以上、電圧防護レベル V 以下) ・ クラス II</p>	(2-2.15.1) [2-2.16.1]	7 電気設備	<p>1 受雷部</p> <p>2 避雷導線</p> <p>3 接地極</p> <p>4 外部雷保護</p>	<p>・ 突針 ・ 水平導体又はメッシュ導体 ・ 構造体利用</p> <p>・ 引下導線 ・ 構造体利用</p> <p>・ 環状接地極 ・ 板状接地極 ・ 基礎接地極</p> <p>・ 縦状接地極 ・ 垂直接地極 ・ 放射状水平接地極</p> <p>・ レベル I ・ レベル II ・ レベル III ・ レベル IV</p>	(2-2.17.1) [2-2.17.4] [2-2.18.1]	8 情報設備	<p>1 端子台</p> <p>2 出表示装置</p> <p>3 時刻表示装置</p>	<p>・ 発光タイプ式情報表示盤 ・ 液晶式情報表示盤</p> <p>・ 表示方法 ・ 発光タイプ式 ・ 液晶式 ・ 表示色 ・ 壁掛形 ・ 卓上形 ・ 観時計形式 ・ 壁掛形 ・ ラック形 ・ 自立形 回線数 回線 時刻時計計 観時計に ※ 内蔵 ・ 別置壁掛形 チャイム 観時計に ※ 内蔵 ・ 別置壁掛形 時刻補正 ()</p>	(6-1.7.1) [6-2.16.1]	9 監視設備	<p>1 対象機器</p>	<p>本工事に次の機器を工場で行う臨時検査対象とする。</p>																			
<p>関川村役場総務課</p> <p>〒959-3292 岩船郡関川村下関912 TEL0254(64)1476 FAX0254(64)0079</p>		工事名称	せきかわふれあいど〜む省エネ改修(照明設備LED化)工事	図面名称	ふれあいど〜む 電気設備工事特記仕様書(1)	縮尺	N/S	図面番号	E-01																																								
		日付	令和7年 1月																																														

章	項目	特記事項	根拠項目
25 追加 特記 事項	1 公共事業労務費調査 2 工事監理方式 3 適用基準等 4 総合図 5 工事成績評定	※ 協力する。 共同監理 ・ あり ※ なし ・ 宮崎工事電子納品要領(案) (国土交通省大臣官房官庁宮崎部宮崎課課作) ※ 工事運行マニュアル(新潟県土木部都市局宮崎課作成) ※ 作成する ・ 作成しない 受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。(様式等は工事運行マニュアルによる。)	
	6 アスベスト含有の建材	アスベスト含有の建材は使用しない。 ただし、やむを得ずアスベスト含有建材を使用する場合は事前に監督員と協議を行うこと。 低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を1回実施する。 検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。	
	7 中間技術検査		

<表-1> 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	「官庁施設の総合耐震・対策計画基準及び関係法令(令和3年版)建築設備の耐震設計による」			
		特定の施設(・甲類・乙類)	重要機器	一般機器	一般の施設(・乙類)
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び陸屋根	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
地下・1階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4

重要機器 : ・ 配電盤 ・ 発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置
・ 交換機 ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視装置 ・
上層階の定義 : 2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。

<表-2> あと施工アンカー

1 共通事項	(1) 既設のナット及びワッシャーは原則として使用しない。やむを得ず既設のナット及びワッシャーを再利用する場合は、状態及び強度をよく確認し、十分に清掃してから使用する。また、引張強度の確認試験についてはは以下による。 () (2) あと施工アンカーについては機械設備工事標準図(施工19)による。 (3) 穿孔作業には、専用ドリル、振動ドリルやハンマドリル等を使用し、必要埋込深さを確保するため、穿孔深さのドリルへの表示やドリル付きの使用等を行う。
2 重要機器用のあと施工アンカー	(1) 重要機器の耐震固定等に使用するあと施工アンカーは金属拡張アンカー又は接着系アンカーとし、耐震計算にて選定を行う。 (2) 金属拡張アンカーの仕様は、次による。 (7) 金属拡張アンカーは、(社)日本建築あと施工アンカー協会の金属系あと施工アンカー品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (4) 金属拡張アンカーの取り付け方式は、図示による。図示がなければ、本体打込み式とする。 (5) 金属拡張アンカー本体の径及び埋込深さは、図示による。 (2) ドリルの種類、径及び長さは図示による。 (3) 接着系アンカーの仕様は、次による。なお、次により施工が困難な場合は、監督員と相談すること。 (7) 接着系アンカーは、(社)日本建築あと施工アンカー協会の接着系あと施工アンカー品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (4) 接着系アンカーは、おた型とし、接着剤の材質及びおたの種類は図示による。 (5) 接着系アンカーの埋込深さ及び許容引張荷重については、機械設備工事標準図(施工19)による。 (4) あと施工アンカーの施工には、工事内容に相応した施工の指導を行うあと施工アンカー技術管理士又は主任技士を置く。 (5) あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有する主任技士又は第1・2種あと施工アンカー施工士とする。 (6) あと施工アンカーの撤去は、専用の工具を使用し、構造物に影響を与えないようにすること。

<表-3> 用語の説明

(1) 「撤去」とは、既存物を壊し取ること。 (2) 「取外し」とは、再使用を考慮して、丁寧に外すこと。 (3) 「撤去・新設」とは、既存物を撤去し、新たな物を設置すること。 (4) 「取外し・再取付」とは、既存物を取外し、同じ物を取付けること。 [1-1.4.3] (5) 「備品移動」とは、工事の施工に支障となる備品を一時的な場所に保管し、工事終了後に元の場所に戻すこと。
--

<表-4> 発生材の処理等

1. 再生資材の利用
下表資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考

2. 建設発生土の利用
受土等に使用する発生土は、下表の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3. 建設発生土の搬出
工事の施工により発生する建設発生土は、下表の場所に搬出すること。

受入工事名/施設名称	工事場所/施設所在地	連絡先	仮置場所の有無	備考

4. 建設廃棄物の搬出
工事の施工により発生する廃棄物は、下表の場所に搬出するものとし積算している。

搬出する廃棄物名	処理施設名称	施設所在地	連絡先	備考

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。
5. 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。
6. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。
7. 協議について
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件に よりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

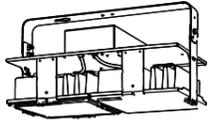
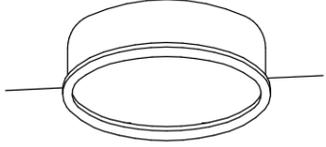
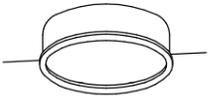
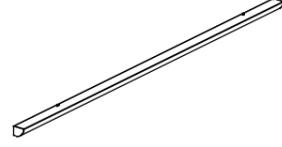
<表-5> 工事区分表
注) 原則○印を適用する。
ただし、複数記載してある項目についてはその区分はその項目を必要とする施工者に適用する。

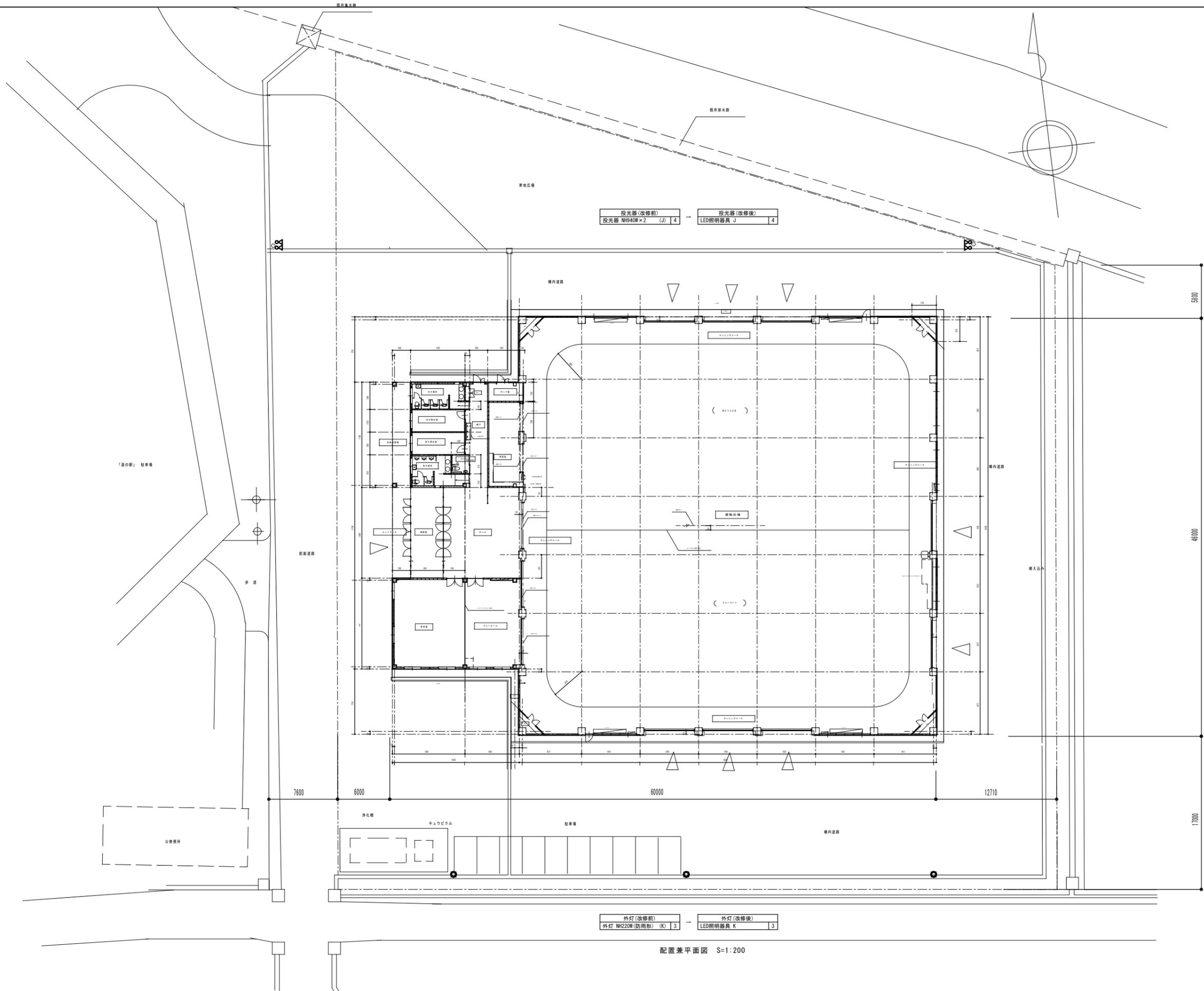
項目	建	電	空	衛	医	備	考
躯体関係							
1. RC造(梁・壁・床)の貫通	貫通X型材及び取付け	○	○	○	○		
孔・開口部	補強を要する型枠材及び取付け	○	○	○	○		
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○		防火区画、防煙区画
2.S・SRC造	貫通孔・開口部の覆出し	○	○	○	○		防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の補強	○					
3.設備機器の基礎	X型・型枠の穴埋め	○	○	○	○		
	S・SRC造貫通鋼管鋼管X型・補強	○					
仕上げ関係	使用されたX型材の穴埋め	○	○	○	○		
	手摺X型の穴埋め	○	○	○	○		
電気関係	建築設計図に記入のあるもの	○					
	室内の基礎(建築設計図に記入のないもの)	○	○	○			
その他(工事区分を特に間違えやすい項目)	屋外・屋上の基礎	○					
	屋上基礎で埋込X型材にない軽微なもの	○	○	○			
天井等の取外し再取付	建築取付け用アンカー・屋台	○	○	○			
	屋内受水X型用の基礎	○					
床はつり補修	補強を要するX型の切り込み及び下地の補強	○					
	補強を要しないX型の切り込み	○	○	○			
床はつり補修	開口部の覆出し	○	○	○			
	開口部の覆出し	○	○	○			
電気関係	機器付属の制御盤以降の配管配線(接地線共)			○	○		二次側
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線			○			一次側
その他	機器と付属操作X型の取付け及び渡り配管配線			○	○		
天井等の取外し再取付	各種配管配線作業用	○	△	△	△		小規模は監督員と協議
	各種配管配線作業用	○	△	△	△		小規模は監督員と協議
洗面・ガス台・便所手洗いカウンター		○					衛生陶器は衛生設備
		○					衛生陶器は衛生設備
洗面化粧台				○			
		○					誘導標識
誘導標識				○			誘導標識は電気設備
				○			誘導標識は電気設備
ガス漏れ異報装置				○			誘導標識は電気設備
				○			誘導標識は電気設備
24時間換気扇	機器納入			○			
	運転スイッチ			○			
湯沸器	機器納入			○			
	運転スイッチ			○			
上記以外換気扇スイッチ	機器納入、取付			○			
				○			

<表-6> 機器取付高

機器取付高は、下表を標準とする。ただし、監督員の指示により変更することができる。

名称	測点	取付高(mm)
電力共通	取引用計器	※ 2,000
	引込開閉器	※ 1,800
電灯	分電盤	床上・中心 ※ 1,500(上端1,900以下)
	タンブラスイッチ (一般)	※ 1,300
	”(身障者用)	※ 900~1,000
	コンセント (一般)	※ 300
	”(和室)	※ 200
	”(台土)	台上・中心 ※ 150
	ブラケット (一般)	床上・中心 ※ 2,100
	”(踊場)	※ 2,500
	”(鏡上)	鏡端・中心 ※ 150
	”(浴室)	床上・中心 ※ 天井高×0.9
非常照明器具用遮断器	-	※ 1,200
避難口誘導灯	床上・下端	※ 1,500以上
廊下通路誘導灯	床上・上端	※ 1,000以下
動力	變換制御盤	床上・中心 ※ 1,500
	手元開閉器	※ 1,500(上端1,900以下)
	操作スイッチ・押ボタン	※ 1,300
電話	室内端子盤	床上・下端 ※ 300
	中間端子盤	床上・中心 ※ 1,500
	保安器箱	※ 天井高×0.9
時計	壁掛位置ボックス (一般)	床上・中心 ※ 300
	”(和室)	※ 200
拡声	壁掛形時計	床上・中心 ※ 1,500(上端1,900以下)
	子時計	※ 天井高×0.9
表示電飾	壁掛形スピーカー	床上・中心 ※ 天井高×0.9
	壁付音量調整器	※ 1,300
インターホン	表示盤	床上・中心 ※ 天井高×0.9
	壁付発信器	※ 1,300
	プザー・ベル	※ 天井高×0.9
	押ボタン (一般)	※ 1,300
	”(身障者用)	※ 900~1,000
テレビ	壁付インターホン	床上・中心 ※ 1,300
	身体障害者用	※ 1,000
	壁掛位置ボックス (一般)	※ 300
火災報知器	”(和室)	※ 200
	機器収容箱	床上・中心 ※ 1,500
ガス警報器	テレビアウトレット (一般)	※ 300
	”(和室)	※ 200
	受信機・副受信機	床上・操作部 ※ 800~1,500
	専用総合盤	床上・中心
	発信器	※ 2,300
ガス警報器	ベル	※ 2,100
	消火栓・表示灯	※ 1,500
ガス警報器	試験器	※ 1,500
	LPGガス用	床上・上端 ※ 300以内
	都市ガス用	天井面・下端 ※ 300以内

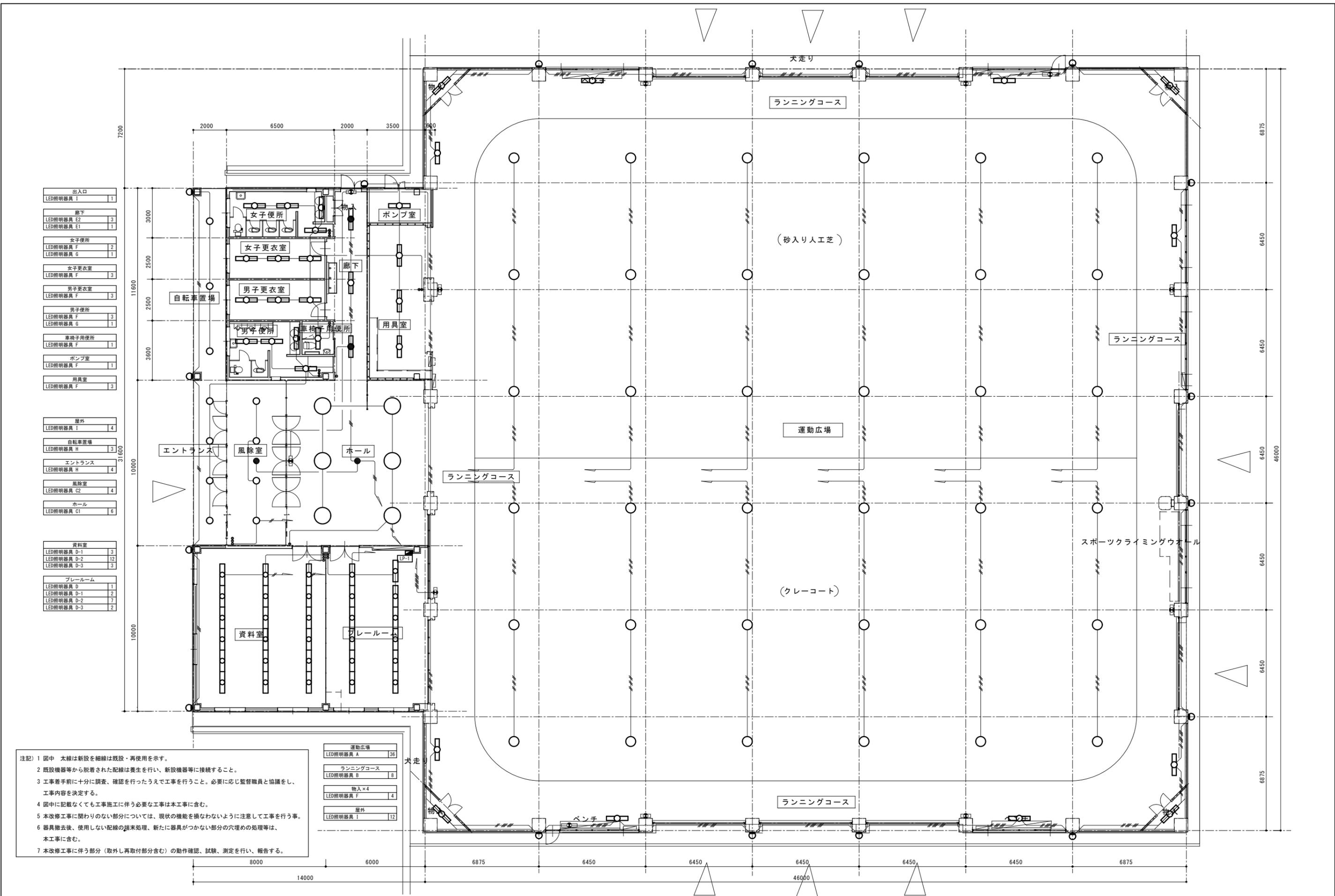
<p>A 高天井用照度器具 マルチLEDダウンライト1000形器具仕様</p>  <p>相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>	<p>B LEDブラケット 32形H1型器具1灯器具仕様</p>  <p>相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>	<p>C1 LED丸型ベースライト FHD8形器具3灯器具仕様</p>  <p>相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>	<p>C2 LED丸型ベースライト FHD8形器具1灯器具仕様</p>  <p>相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>	<p>D IDシリーズ器具40形 下照開放型 W100</p>  <p>ZERO CO2 (97%) 相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>	<p>D-1</p> <p>相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>
<p>D-2</p> <p>相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>	<p>D-3</p> <p>相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>	<p>E1 IDシリーズ器具40形 下照開放型 W190</p>  <p>ZERO CO2 (97%) 相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>	<p>E2 IDシリーズ器具40形 下照開放型 W190 リモコン自己点検機能付</p>  <p>ZERO CO2 (97%) 相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>	<p>F IDシリーズ器具40形 Dスタイル W150</p>  <p>ZERO CO2 相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>	<p>G LED高演色カラーライト W1210</p>  <p>相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>
<p>H 下照ダウンライト 100形</p>  <p>相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>	<p>I LEDシーリングライト 30形器具1灯器具仕様</p>  <p>相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>	<p>J 浴用器具 洗面灯100形器具</p>  <p>相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>	<p>K LED調光器付シーリングライト140形器具</p>  <p>相当品</p> <p>※器具サイズは、図面記載の寸法に準じます。 器具の仕様は、メーカーの仕様書に記載の仕様を参照してください。 器具の材質は、ステンレス製です。 器具の電圧は、100Vです。 器具の消費電力は、10Wです。 器具の寿命は、50,000時間です。</p>		



投光器(改修前)	投光器(改修後)
投光器 NH940W × 2 (J) 4	LED照明器具 J 4

外灯(改修前)	外灯(改修後)
外灯 NH220W(防雨形) (K) 3	LED照明器具 K 3

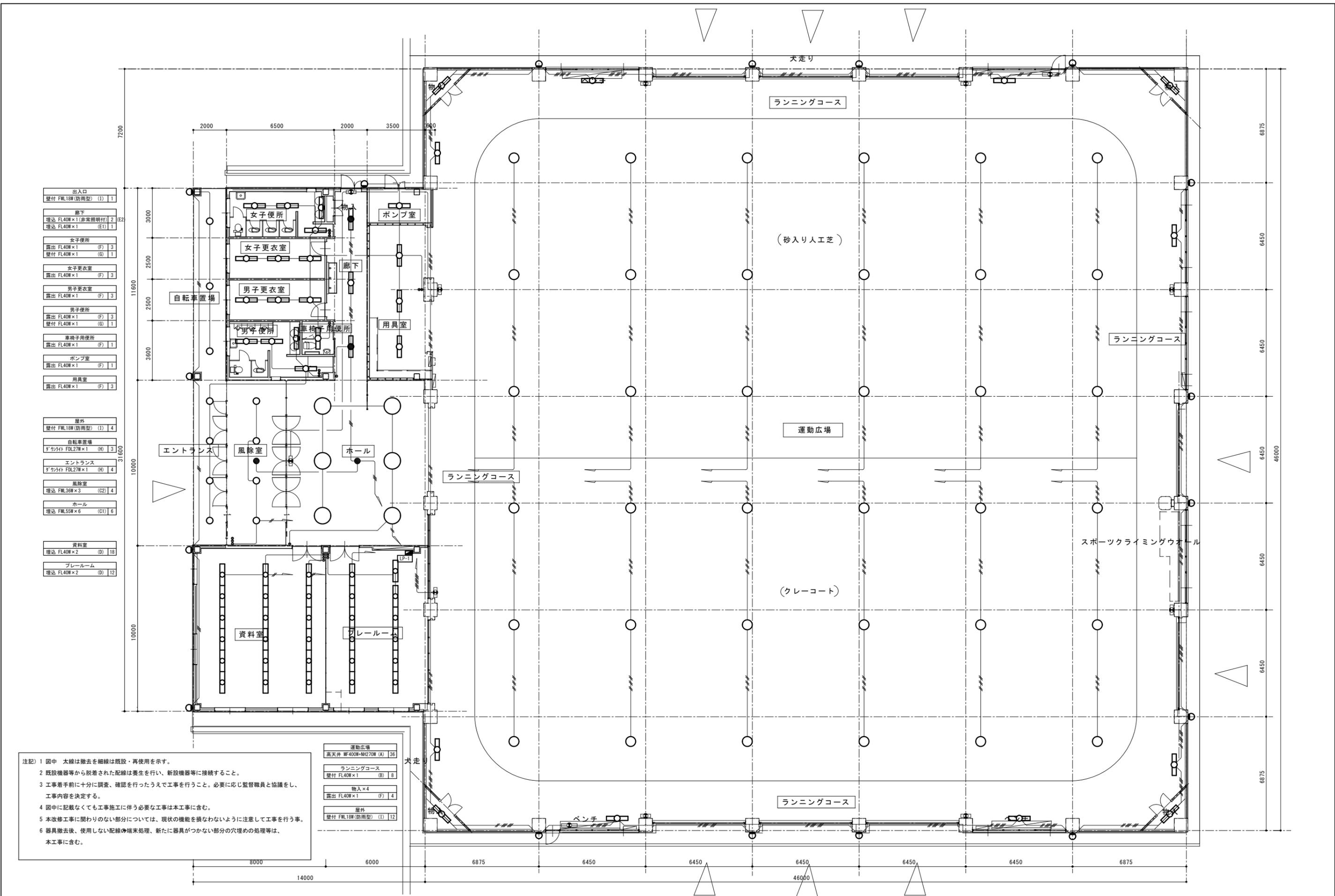
配置兼平面図 S=1:200



出入口	LED照明器具 I	1
廊下	LED照明器具 E2	3
	LED照明器具 E1	1
女子便所	LED照明器具 F	2
	LED照明器具 G	1
女子更衣室	LED照明器具 F	3
男子更衣室	LED照明器具 F	3
男子便所	LED照明器具 F	3
	LED照明器具 G	1
車椅子用便所	LED照明器具 F	1
ポンプ室	LED照明器具 F	1
用具室	LED照明器具 F	3
屋外	LED照明器具 I	4
自転車置き場	LED照明器具 H	3
エントランス	LED照明器具 H	4
風除室	LED照明器具 G2	4
ホール	LED照明器具 C1	6
資料室	LED照明器具 D-1	3
	LED照明器具 D-2	12
	LED照明器具 D-3	3
プレールーム	LED照明器具 D	1
	LED照明器具 D-1	2
	LED照明器具 D-2	7
	LED照明器具 D-3	2

運動広場	LED照明器具 A	36
ランニングコース	LED照明器具 B	8
物入×4	LED照明器具 F	4
屋外	LED照明器具 I	12

- 注記) 1 図中 太線は新設を細線は既設・再使用を示す。
 2 既設機器等から脱着された配線は養生を行い、新設機器等に接続すること。
 3 工事着手前に十分に調査、確認を行ったうえで工事を行うこと。必要に応じ監督職員と協議をし、工事内容を決定する。
 4 図中に記載なくても工事施工に伴う必要な工事は本工事に含む。
 5 本改修工事に関わりのない部分については、現状の機能を損なわないように注意して工事を行う事。
 6 器具撤去後、使用しない配線の端処理、新たに器具がつかない部分の穴埋めの処理等は、本工事に含む。
 7 本改修工事に伴う部分(取外し再取付部分含む)の動作確認、試験、測定を行い、報告する。



出入口	壁付 FFL18W(防雨型) (I) 1
廊下	埋込 FL40W×1(非常照明付) 2 (E2)
	埋込 FL40W×1 (E1) 1
女子便所	露出 FL40W×1 (F) 3
	壁付 FL40W×1 (G) 1
女子更衣室	露出 FL40W×1 (F) 3
男子更衣室	露出 FL40W×1 (F) 3
男子便所	露出 FL40W×1 (F) 3
	壁付 FL40W×1 (G) 1
車椅子用便所	露出 FL40W×1 (F) 1
ポンプ室	露出 FL40W×1 (F) 1
用具室	露出 FL40W×1 (F) 3
屋外	壁付 FFL18W(防雨型) (I) 4
自転車置場	ダウライト FDL27W×1 (H) 3
エントランス	ダウライト FDL27W×1 (H) 4
風除室	埋込 FFL36W×3 (C2) 4
ホール	埋込 FFL55W×6 (C1) 6
資料室	埋込 FL40W×2 (D) 18
プレールーム	埋込 FL40W×2 (D) 12

運動広場	高天井 MF400W・NH270W (A) 36
ランニングコース	壁付 FL40W×1 (B) 8
物入×4	露出 FL40W×1 (F) 4
屋外	壁付 FFL18W(防雨型) (I) 12

注記) 1 図中 太線は撤去を細線は既設・再使用を示す。
 2 既設機器等から脱着された配線は養生を行い、新設機器等に接続すること。
 3 工事着手前に十分に調査、確認を行ったうえで工事を行うこと。必要に応じ監督職員と協議をし、工事内容を決定する。
 4 図中に記載なくとも工事施工に伴う必要な工事は本工事に含む。
 5 本改修工事に関わりのない部分については、現状の機能を損なわないように注意して工事を行う事。
 6 器具撤去後、使用しない配線の端末処理、新たに器具がつかない部分の穴埋めの処理等は、本工事に含む。